

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループの経営理念として「社会に貢献」「会社の発展」「社員の成長」を社憲に掲げ、企業活動を通じて社会的責任を果たすとの認識の上にたち、経営の健全性、透明性、迅速な意思決定を重視しつつ企業価値を高める経営を目指しております。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を一層高めてまいります。

なお、コーポレートガバナンスに関して参照すべき原則・指針として「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページにて開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使のための環境整備)

議決権の電子行使については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、検討を進めてまいります。

招集通知の英訳については、外国人株主比率等の推移を勘案し、引き続き検討を進めてまいります。

【補充原則3-1-2】(海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進)

英語での情報の開示、提供については、外国人株主比率等の推移を勘案し、引き続き検討を進めてまいります。

【補充原則4-1-2】(取締役会の役割・責務)

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主・投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、長期的な経営戦略、ビジョンを公表するとともに、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。

現在当社では中期目標は公表しておりませんが、取締役会において中期目標を含む中期経営計画を決議するとともに、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、中期目標や方針の見直しを行うこととしております。

【補充原則4-10-1】(独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言)

当社における、取締役候補者の指名及び執行役員の選任については、取締役会が定めた指名方針に基づき、方針に合致した人物を取締役会で審議のうえ決定していること、また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、取締役会で定めた報酬の決定方針及び報酬基準に則して適切に決定されていることから、任意の諮問委員会等は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(政策保有株式)

(1) 政策保有に関する方針

当社における、政策保有株式の保有は、業務提携、取引関係の維持・強化及び株式の安定等を図ることが、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合に保有することを基本的な方針としております。

(2) 政策保有株式に係る検証の内容

政策保有株式については毎年、保有株式ごとに中長期的な保有の経済合理性等の検証を行うこととしております。その検証の結果、意義が不十分、あるいは資本コストに合致しない保有株式については縮減を進めてまいります。

(3) 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権行使について、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、当該企業の企業価値の向上につながるか等を総合的に勘案して、議案への賛否を個別に判断しております。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社では関連当事者取引管理規程を定め、関連当事者間の取引を行う際は、取締役会での審議・決議を要することとしており、特別の利害関係を有する取締役は当該議案について議決権を行使できない旨定めております。

また、当社及び子会社の役員も含め、関連当事者の取引の有無を每期確認しております。

当社が主要株主等と取引を行う場合には取締役会に付議し、決議しております。なお、取引条件については、第三者との取引と同様の条件で決定しております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、規約型確定給付企業年金を採用しており、当該年金資産の運用が従業員の安定的な資産形成及び当社の財政状態に影響を与えることを踏まえ、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、専門的知識や経験など運用に当たる適切な資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めております。

また、将来の給付原資を安全・効率的に確保するため、運用基本方針及び政策的資産構成割合を策定するとともに、運用受託機関に対しては、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングするなど情報交換を随時行い、年金資産の適切な運用環境の整備に努めております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 当社の目指すところ(経営理念)や経営戦略、経営計画

当社ホームページにて開示しております通り、当社グループは、「社会に貢献」「会社の発展」「社員の成長」を経営の基本理念とし、その経営理念に基づき、良質な製品・サービスを幅広く社会に提供することを使命としております。コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努め、企業としての社会的責任を果たしながら当社と関係するすべての方々の信頼と期待にお応えすることにより、持続的な会社の発展を図ってまいります。

この経営理念の実現を通じ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

中長期的な経営戦略等につきましては株主総会招集ご通知、有価証券報告書、ホームページ等を通じて、株主の皆様ほか広く一般に公開しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1.1 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「2.1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(4) 取締役の選任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

監査等委員以外の取締役候補者については、人格・識見・能力等の基本的な項目に加え、社内取締役については担当業務における業績とマネジメント能力を、社外取締役については専門性や、経営経験などを総合的に判断し適切な人材を選定しております。候補者は常務会において選定し、取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役候補者については、企業価値の向上に資する助言、取締役会を通じた経営の監督、会社と関連当事者による利益相反の監督、独立・中立の立場による取締役会への意見の反映などの役割を果たすための適任者として、多様な分野における専門的な知見と経験及び人格面も含め総合的に判断し、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会において決定しております。

(5) 取締役候補者の個々の選任・指名の説明

取締役候補者全員の略歴及び選任理由については、株主総会招集通知参考書類に記載しております。

(6) 経営陣幹部の解任の方針と手続

経営陣幹部の解任の方針と手続については、経営陣幹部がその機能を十分に発揮しないと認められる場合、監査等委員会に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、意見を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしています。

[補充原則4 - 1 - 1] (経営陣への委任の範囲の概要)

業務執行の監督と経営上の重要事項の決定の機能を担う取締役会においては、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、並びに法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その基準は取締役会規程によって明確にしております。

また、組織規程において、業務分掌及び職務決裁基準を明確に定めており、経営陣は、当該規程の定めに従って職務を執行しております。

[原則4 - 9] (独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

独立性に関する基準については、「社外取締役の独立性基準」を制定し、当社ホームページにて開示しております。

[補充原則4 - 11 - 1] (取締役会の全体としての能力、多様性の考え方)

取締役会の機能を最も効果的かつ効率的に発揮し、その活性化を図る観点から、定款において取締役の員数を19名(内監査等委員である取締役4名)と定めております。また、当社の業務に精通した社内取締役と社外における豊富な経験と知見を有する社外取締役の組み合わせにより、知識・経験・能力のバランス及び多様性を備えた構成が必要であると考えております。

なお、取締役の選任に関する方針と手続は原則3 - 1(4)に記載のとおりであります。

[補充原則4 - 11 - 2] (取締役の兼任状況)

当社の一部の取締役は、他の会社の取締役、監査役を兼職しておりますが、兼職の主たるものは、子会社の役員兼職でグループ経営の一環として当社本体の業務を補完するものであり、本来の役割・責務に支障をきたすような兼職ではありません。

なお、子会社の役員兼職については、兼職先の業務内容・業務負荷等を勘案し、取締役会決議により決定しております。

また事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役の重要な兼職を開示しております。

[補充原則4 - 11 - 3] (取締役会の実効性評価)

当社では、昨年より毎年取締役会の実効性を検証するために、全取締役に対して取締役会の構成や運営状況に関するアンケートを実施し、それらの結果に基づき、取締役会の運営状況、審議状況等の実効性について評価を実施しております。

2018年3月期(第48期)における分析・評価結果の概要は下記の通りであります。

取締役会の構成、運営状況や審議状況は、取締役会が監督機能を果たす体制としては概ね適切であり、また取締役会において活発な議論が行われるとともに、社外取締役の意見や問題提起を真摯に受け止める文化が定着しているとの評価が得られ取締役会の実効性は確保できていたと判断いたしました。

昨年に課題として挙げられた「取締役会における重要な経営課題の議論や情報共有の進め方について更に改善を図ること」や「中長期的な経営戦略についての議論を深めていくこと」につきましては、社外取締役と事業部責任者との間で当該事業部の状況や課題に関する情報共有を目的とした会議を開催した結果、中長期的な経営戦略等についての議論をより一層深める必要があると判断されました。

今後も、これらの課題への対応に注力し、引き続きコーポレート・ガバナンスの向上に努め、持続的な企業価値向上を目指した経営をさらに推進してまいります。

[補充原則4 - 14 - 2] (取締役に対するトレーニングの方針)

取締役がその役割・責務を適切に果たしていくうえで重要な知識・情報を取得、更新することができるよう、就任時に加え、就任後も継続的に、外部機関が提供する講習なども含め必要なトレーニングの機会を提供、斡旋するとともに、その費用を支援しております。

なお、新任の社外取締役には、就任時において、当社の歴史、経営理念、事業構造などに関する知識・情報を提供しております。

[原則5 - 1] (株主との建設的な対話に関する方針)

当社では、IR担当及び株主との対話受付の主幹部署を経理部としております。

対話手段として、個人投資家や、機関投資家向けに決算説明会の開催を実施しているほか、テレフォン・カンファレンスなど個別の問い合わせにも適宜対応しております。なかでも株主総会における、株主の皆様との対話は最も重要であると考えております。

決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としており、決算に関する質問への回答やコメントを原則として差し控えることとしております。また、重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を定め、周知徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アルメイト株式会社	3,153,700	14.99
アルインコ共栄会	1,302,600	6.19
井上雄策	591,556	2.81
井上敬策	574,640	2.73
アルインコ従業員持株会	564,322	2.68
株式会社アクトワンヤマイチ	536,900	2.55
井上商事株式会社	500,000	2.38
株式会社近畿大阪銀行	451,000	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	450,500	2.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	406,900	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梨和 信	他の会社の出身者											
野村 公平	弁護士											
勘場 義明	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

梨和 信		○	——	上場企業勤務及び経営コンサルタントとしての活動を通じて培われた見識や大局的な視点に基づいて経営の監視、監督を受けることが期待でき、独立した立場から当社経営に対する助言・提言をいただくことで、取締役会の監督機能をさらに強化できるものと判断し社外取締役として選任しております。 経営陣をはじめとする特定の者と利害関係がなく、取締役として業務執行プロセスから経営を監視し、その透明性を向上させることができるものと判断しております。 また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
野村 公平	○	○	——	弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、これまでの当社社外監査役としての職務経験をもとに、独立した立場から当社経営に対する助言・提言をいただくことで、取締役会の監督機能をさらに強化できるものと判断し社外取締役として選任しております。 当社の顧問弁護士が所属する事務所の代表の地位にありますが、同事務所との取引はありませんので、一般株主の立場より意見発信できる独立性を有しております。 また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
勘場 義明	○	○	——	公認会計士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、独立した立場から当社経営に対する助言・提言をいただくことで、取締役会の監督機能をさらに強化できるものと判断し社外取締役として選任しております。 当社と利害関係はなく一般株主の立場より意見発信できる独立性を有しております。 また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、兼務の補助スタッフを1名配置しております。なお、当該使用人の独立性を確保するため、任命・異動・懲戒等の人事権に係る事項の決定にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人が策定する監査計画について意見交換を行っております。

会計監査人の監査には監査等委員が適時立ち会うとともに情報や意見の交換を行い、会計監査人の監査方法及び監査結果について把握できるよう努めております。

また、期末決算については、会計監査人から監査講評を受けて意見交換及び協議を行っております。

内部監査部門との連携については、常勤監査等委員は月1回開催される「監査報告会」のメンバーとして出席し、業務運営及び財産管理状態の実態把握に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、役職位を基本に、業績連動性を重視した制度としており、一定のインセンティブ付与を実施していると考えております。
新たなインセンティブの付与については、必要に応じて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬額は、使用人兼務取締役に支給した使用人給与相当額を含まない支給総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1)基本方針
当社の取締役の報酬等については、当社及び当社グループの企業業績と株主価値の持続的向上に向け、取締役の機能を十分に発揮するために必要な報酬額を、株主総会で承認いただいた範囲内において一定の基準に基づき、監査等委員以外の取締役については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議により決定しております。
- (2)取締役報酬等の内容
(イ)監査等委員以外の取締役の報酬
監査等委員以外の取締役の報酬は、役職位を基本としておりますが、業績の一層の向上を図るため、業績連動性を重視した制度としております。
- ・基本報酬
役職位に応じた固定報酬と、前年度の業績達成度に応じた変動報酬からなり、経営環境等を考慮して適正な水準で設定しております。
 - ・株式取得型報酬
役職別に定める割合を乗じた金額を支給し、一定の額を株式累積投資制度により当社株式購入に充当いたします。
 - ・賞与
業績達成度を基本に経営環境、配当額等を総合的に勘案して決定しております。
なお、報酬水準につきましては、会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任の実態などを考慮し毎年見直しを行っております。
 - (ロ)監査等委員である取締役の報酬
監査等委員である取締役の報酬は、優秀な人材の確保にも配慮し、原則として基本報酬(月額・定額)のみとするとともに、常勤監査等委員である取締役につきましては、当社グループの企業業績と株主価値の持続的向上の実現という点では監査等委員以外の取締役と共通の目的を持っていることから、基本報酬に加え、業績に応じた変動給を一部取り入れております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の重要事項については、諸会議の議事録・稟議書等の閲覧・回付を通じて、当社業務執行の状況を適時に把握できる体制をとっております。

総務部員1名が兼務スタッフとしてサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

相談役・顧問等の制度はございますが、現在、元代表取締役社長等を退任した者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役会
取締役(監査等委員である取締役を除く)12名(うち社外取締役1名)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成し当社グループ全般にわたる経営方針・経営戦略の策定、執行、重要事項の決定、執行役員の執行業務の決定、執行状況の監督等を行う機関として月1回の定例の他、必要に応じ随時開催しております。
取締役会におきましては経営方針、業務執行に係る情報の共有化とコントロール機能が作動する様にすると共に監督の強化に努めております。
- (2) 監査等委員会
監査等委員会は、監査室から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて追加監査の必要な調査を勧告、指示することができる体制を取るとともに、会計監査人と連携を図りながら、取締役の職務執行の状況を監査しております。
監査等委員である社外取締役2名は弁護士1名、公認会計士1名からなり、法的側面や会計面等の立場での提言等を含め専門分野からの監視機能の強化も図っております。
また常勤監査等委員は常務会等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、業務執行状況に関する情報を収集しております。
- (3) 常務会
常務取締役以上の役員を構成メンバーとし、月1回開催しております。取締役会付議事項を含む重要事項について幅広い観点より検討審議するとともに必要に応じ担当部署の責任者の出席も求め、効率的で機動性のある業務執行体制を確保しております。
- (4) 内部監査
全社的な組織の質的向上を図るべく監査室を設置しコンプライアンスの徹底並びに内部業務監査を強化しております。内部監査については、監査室(8名)において当社及び子会社に対する業務監査、会計監査を実施しております。内部監査は年度計画に基づき実施する定例監査と、必要に応じ代表取締役会長、代表取締役社長からの特命事項について実施する特別監査があり、監査結果は毎月監査報告会を開催し、常勤監査等委員同席のもと代表取締役会長、代表取締役社長に報告しております。
なお、内部監査を通じて検出された会計・財務にかかわる重要な事象に関しては、管理本部並びに会計監査人へ情報提供し、指導、助言を得る等相互連携に努めております。
また、各事業部監査を通じて把握した諸事象については取締役会にも報告され、啓蒙と改善を期しております。
- (5) 会計監査人
当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法の計算書類、金融商品取引法の財務諸表の監査を受けておりますと共に、重要な事案につきましてはその都度指導を受ける等適時適正開示を常に意識して対応しております。監査結果は当社取締役会に対して報告されております。
監査等委員会と会計監査の相互連携については会計監査人の監査に適時監査等委員が立ち会っております。
- (6) 責任限定契約
当社と業務執行取締役でない取締役とは、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該規約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンスのより一層の充実を図るため平成28年6月17日より監査等委員会設置会社へ移行しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早いタイミングで発送するように努めています。
その他	当社は、株主総会招集通知を当社ホームページ(http://www.alinco.co.jp/ir/index.html)に招集通知の発送前に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ(http://www.alinco.co.jp/ir/index.html)に情報開示基本方針として掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	日本証券アナリスト協会主催の会社説明会に参加し年数回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算及び期末決算発表後、決算内容や経営方針等についての説明会を開催しております。また、機関投資家向け個別ミーティングも随時実施しております。(東京)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.alinco.co.jp/ir/index.html)に決算情報、決算情報以外の適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、年次報告書、IR説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当及び株主との対話受付の主管部門として、経理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス規程及びコンプライアンス基準並びにコンプライアンスマニュアルにおいて、株主、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの立場を尊重するよう規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示基本方針に基づき情報開示を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(イ) 当社グループはコンプライアンス規程を制定し、全ての使用人に周知徹底を図ると同時に、高い倫理観を持って事業を運営していくことが不可欠との認識のもと、研修による啓蒙活動や、当社監査室及び管理本部でのトレース、チェックの充実・強化を図っております。
(ロ) 当社グループの取締役の職務執行については毎月開催される当社の取締役会において報告され、法令遵守による業務執行の周知徹底を図ると共に、各取締役の業務執行状況について相互牽制機能が働く体制をとっております。毎月開催される常務会及び事業部長会議の場でもトレース、チェックを行う体制を敷いております。また、監査等委員会においてもその職責に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する順法状況を検証する体制をとっております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役はその職務の執行に係る文書その他の情報につき情報管理に関する規程、文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行っております。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制
(イ) リスク管理規程を定め、損失の危機管理を行うとともに、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し定例的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督しております。
(ロ) 当社グループにおける自然災害、事故、法令違反等潜在的に存在する普遍的リスクについては防災マニュアル、コンプライアンスマニュアルを制定し、保険の付保や研修、監査室の監査を通じその防止と強化に取り組んでおります。
(ハ) 有事においては当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し対応策等危機管理にあたることとしております。事業リスクについては業務を担当する取締役のほか執行担当者は自己の担当領域についてのリスク管理体制を構築する責任と権限を有しております。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(イ) 当社グループでは、取締役会において取締役会規程に基づき、経営の基本方針その他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督するものとしております。あわせて、当社においては取締役会の決定事項に基づき迅速かつ効率的に業務を執行するため、執行役員制度を導入し、業務執行権限を委譲しております。
(ロ) 取締役は定時及び臨時の取締役会においての業務執行報告により、その執行状況を適切に監視し、業務執行の適正及び効率性を確保しております。
- (5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
(イ) 当社は業務の適法性、企業倫理性を確保すべく子会社管理規程を制定し、グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備しております。
(ロ) 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、子会社管理については各関連事業部と企画部が連携してあたっております。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(イ) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務が適切に行われるよう対応することとしております。
(ロ) 当該取締役及び使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会と協議の上で行うものとしております。
(ハ) 当該取締役及び使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとしております。
- (7) 監査等委員会への報告に関する体制
(イ) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査等委員会へ報告するものとしております。
(ロ) 当社の監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告するものとしております。
(ハ) コンプライアンス規程に基づき、監査等委員会への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備しております。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に実施されるための体制
(イ) 代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換会を実施するものとしております。
(ロ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について適正に運用するものとしております。
(ハ) 監査等委員の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との連携を図ることのできる環境を整備しております。
- (9) 財務報告の適正性を確保するための体制
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため内部統制方針書を策定し、有効且つ効率的な財務報告に係る全社統制、業務プロセス等、内部統制の整備、運用、評価を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社グループは、反社会的勢力対応規程を定め、暴力団等反社会的勢力と一切の関係を持たないとの企業倫理確立に努めており、反社会的勢力との関係はありません。
- (2) 反社会的勢力との関係遮断はコンプライアンスの精神に則り対応するとともに企業防衛の観点からも不可欠であり、その潜在リスクに対しては全ての役員、使用人に対し啓蒙活動を行うことにより対応しております。具体的には反社会的勢力対応規程に基づき、新規の取引開始時だけでなく継続して反社会的勢力との取引の有無を確認することにより反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- (3) 反社会的勢力からの要求や接触方法が近年巧妙になる傾向があることを踏まえ「反社会的勢力対応マニュアル」を全ての役員、使用人に対して配布し、啓蒙活動に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 会社情報の適時開示に関する基本方針

当社としては、株主・投資家の皆様や地域社会をはじめとするあらゆる方々に当社グループをより深く理解していただくことを目的として、金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則にもとづく重要情報並びに投資判断に影響を与えと思われる情報などについて、適時・適切な開示活動に努めております。

(2) 会社情報の適時開示に関する社内体制

当社の「内部情報管理規程」にもとづき管理本部長が情報の管理を統括し、会社情報の適時開示を行うこととしております。

(3) 適時開示手続き

(イ) 金融商品取引法、証券取引所の定める適時開示規則及び当社「内部情報管理規程」に基づき、当社(子会社を含む)に係る重要な決定事実、重要な発生事実及び決算に関する情報は、所管部署から管理本部長に報告され、その後常務会において協議し、適時開示規則に定められた事項に該当するかどうかの判断を行い、該当する場合は、当該情報保有部門・関連部門・関連子会社等並びに当該関連社員等に対し、インサイダー取引の未然防止のために、当該情報管理の徹底を図っております。

(ロ) 重要な決定事実及び決算に関する情報は、定時または臨時の取締役会の決議を経た後、速やかに情報開示担当部署(管理本部総務部)を通じて適時開示を行い、あわせて当社ホームページにも掲載して、当該情報の周知を図っております。

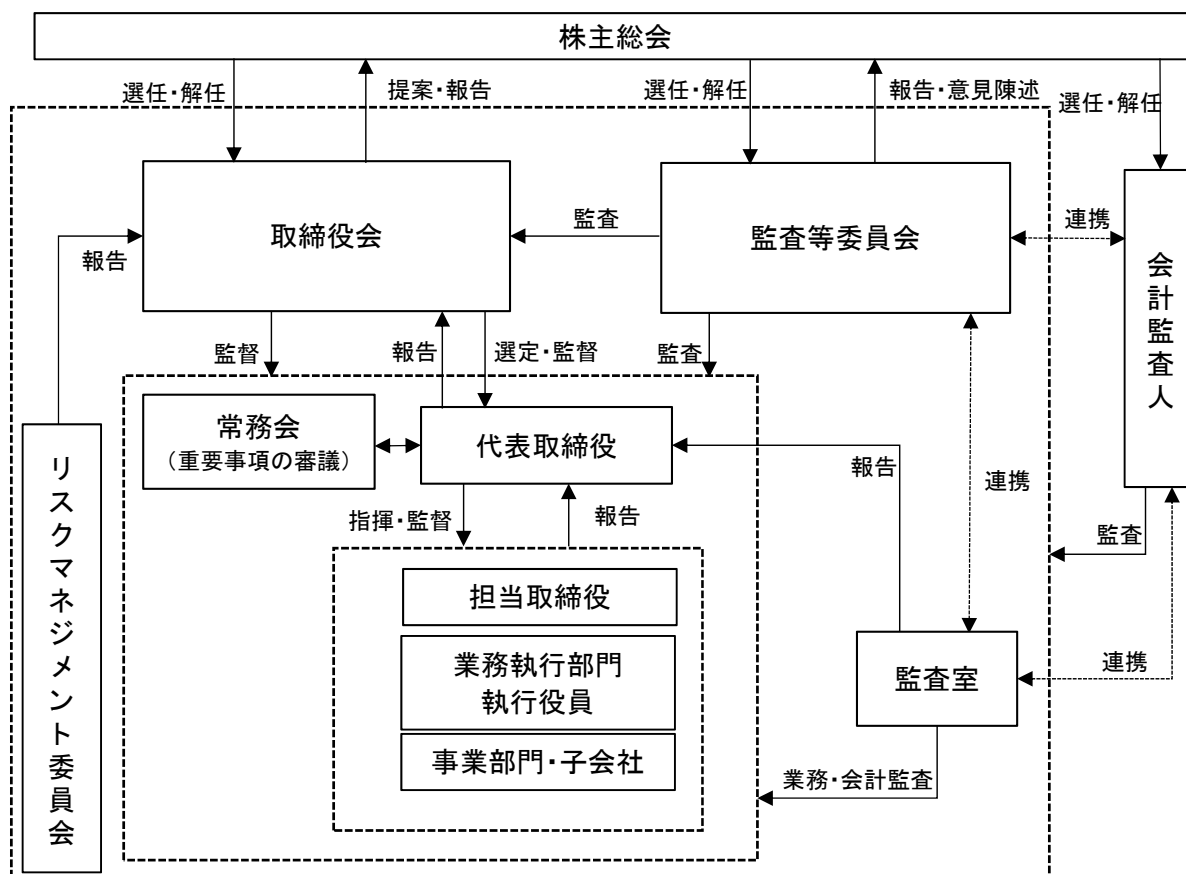
(ハ) 重要な発生事実に関する情報は、社内各部門(子会社を含む)で発生次第管理本部長に報告され、常務会において協議した後、直近の取締役会にて報告・了承されております。

(ニ) 適時開示規則の定めでは開示義務に該当しないと思われる会社情報に関しても、投資家の投資判断や得意先との取引等に影響を及ぼすと判断されるもの等については、上記と同様積極的な開示・公表に努めております。

(ホ) 金融商品取引法に基づく有価証券報告書、四半期報告書等の報告書類は、管理本部において、上記に準じて財務局へ提出された後に、財務局及び証券取引所で開示・縦覧され、あわせて当社ホームページにも掲載しております。

参考資料: 当社の適時開示までの流れに関しては、巻末の(参考資料) [適時開示体制の模式図] をご参照ください。

(参考資料) 【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



(参考資料) 【適時開示体制の模式図】

